



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
1 月 6 日 (火)
第 669 号

目 次

告 示

- 土壤汚染対策法による要措置区域の指定の解除…………… 1
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定…………… 1
- 地域森林計画の公表…………… 1

公 告

- 土地改良区役員の退就任…………… 2
- 開発行為の工事完了…………… 2

告 示

栃木県告示第 1 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6 条第 4 項の規定により、令和 2 年栃木県告示第586号により指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の全部について当該指定を解除するので、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 （2026）年 1 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定を解除する区域
小山市大字喜沢字海道西1475番13の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

栃木県告示第 2 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 （2026）年 1 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定する区域
小山市大字喜沢字海道西1475番13の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

（環境保全課）

栃木県告示第 3 号

森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 1 項の規定により地域森林計画をたてたので、同法第 6 条第 7 項の規定により次のとおり公表する。

なお、地域森林計画は、栃木県環境森林部森林整備課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所におい

て、一般の縦覧に供する。

令和8(2026)年1月6日

栃木県知事 福田 富一

森林計画区 の 名 称	計 画 期 間	計 画 対 象 区 域	所轄の環境森林事務所 又は森林管理事務所
那 珂 川	令和8(2026)年4月1日から 令和18(2036)年3月31日まで	茂木町の区域	県東環境森林事務所
		大田原市、那須塩原市、那須烏山 市、那須町及び那珂川町の区域	県北環境森林事務所
		矢板市、さくら市及び塩谷町の区 域	矢板森林管理事務所

(森林整備課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8(2026)年1月6日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
荒 川 南 部 土地改良区	理 事	中田 義昭		那須烏山市森田1065	令 和 7 (2025). 11.24	
佐 野 市 土地改良区	理 事		栗原 一雄	佐野市植上町1492-7		令 和 7 (2025). 12.8

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8(2026)年1月6日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
さくら市富野岡字村下12番1、13番、13番2、14番、15番1、15番3、向河原字向川原4012番1、4012番6、4012番7	宇都宮市西川田東町11番1号	株式会社マスケン
河内郡上三川町大字上蒲生字花貫内576番7	宇都宮市下川俣町108番地アルファレジデンス下川俣403	相 良 彩 華 相 良 慧
下都賀郡壬生町落合三丁目99番1	宇都宮市雀の宮1丁目22番26号Ge	中 村 美 咲

	s c h e n k M o R i A II 301	中 村 正 明
那須郡那須町大字高久乙字道西170番 1 の一 部	東京都港区新橋五丁目13番 4 号	休日別荘倶楽部株式 会社

(都市政策課)